

データマーケティングに基づく商業エリア魅力向上支援補助金実施要領

1 趣旨

この要領は、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及びデータマーケティングに基づく商業エリア魅力向上支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、同要綱第17条に基づき必要な事項を定める。

2 事務処理の流れ

本補助金の事務処理は、次のとおり行うものとする。

県	市町	間接補助事業者
		①間接補助事業交付申請
	②補助事業交付申請	
③補助事業交付決定		
	④間接補助事業交付決定	
		⑤間接補助事業実施、実績報告
	⑥間接補助事業額の確定	
		⑦補助金請求
	⑧間接補助事業補助金支払	
	⑨補助事業実績報告	
⑩補助事業額の確定		
	⑪補助事業補助金請求	
⑫補助事業補助金支払		

3 交付申請

規則第3条第1項の知事が定める期日は令和8年1月16日とする。

附則

この要領は、令和5年4月28日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年11月25日から施行する。